

宿泊税制度素案の内容

項目	内容
導入目的	弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため
課税対象	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者（納める人）	上記施設への宿泊者
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、市に納入する）
申告納入期限	特別徴収義務者が原則、毎月末日までに前月分を申告及び納入する。 ※一定の要件を満たす場合、3か月分をまとめて申告納入できる特例制度あり
税額	宿泊者1名に対し、1泊につき一律200円
免税点	設定しない
課税免除	設定しない（※【例外】外国大使等の任務遂行に伴う宿泊）
制度開始後の見直し時期	5年ごと
特別徴収事務交付金	納期限内納税額の3.5%を特別徴収義務者に支払う

使途（案）

①観光資源の魅力の強化

- ・ 秋や冬の閑散期における観光コンテンツの充実
- ・ 「夜観光」の魅力向上による宿泊の推進
- ・ ねぷたまつりなどの歴史、文化、伝統といった地域資源の継承に係る支援
- ・ 歴史的建造物や神社仏閣等の利活用
- ・ 災害時における市民等の安全・安心の確保

②観光客受入環境の整備促進

- ・ 観光案内所の機能強化や観光地周辺のトイレ洋式化等の整備
- ・ 宿泊施設向け受入環境整備補助金（多言語化、トイレ洋式化、WiFi環境等の整備）
- ・ コンベンション補助金の拡充
- ・ 教育旅行などの市内宿泊者に対する支援

③国内外への情報発信

- ・ 案内板の多言語対応など案内機能の充実
- ・ 観光コンテンツや四大まつり等の国内外向け情報発信の強化